

「CFD取引に関する規則」の制定及び「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 制定の趣旨

本協会では、現時点では未発展市場であるCFD取引に関して、将来的に起こりうる不測の事態に対する未然防止を図る観点から、自主規制会議の下部機関「ATCワーキング」¹の投資者保護を目的とした諸課題への早期対応に取り組む必要がある、との提言を踏まえ、昨年4月に「証券CFD取引ワーキング・グループ」を設置し、CFD取引に係る諸課題について検討を行ってきたところであるが、今般、同ワーキング・グループの検討を踏まえ、「CFD取引に関する規則」の制定並びに「協会の従業員に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 自主規制規則の骨子

1. 「CFD 取引に関する規則」の制定について

(1) 目的及び定義規定

- ① この規則は、協会員が顧客との間で行う CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。(第 1 条)
- ② CFD 取引、店頭 CFD 取引、実預託額、取引額等の定義規定をおくこととする。(第 3 条)

¹ 「ATC (Ahead of The Curve)」は、一般には「先回りをして」「先手を打って」という意味で、ここでは「証券市場における諸課題の先取りの発見と迅速な対応」を意味する。「ATC ワーキング」は、「日本版 ATC 研究会」による「『日本版 ATC 研究会』報告書」の提言を受け、証券市場の公正かつ健全な発展の観点から、証券市場規制の趣旨を踏まえ、取り組むべき諸課題を幅広く早期に発見し早期に対応するため、自主規制会議の下部機関として設置されたワーキング・グループ。

(2) 勧誘についての禁止行為及び契約締結前交付書面の記載事項の追記等

- ① 協会が行う CFD 取引契約の勧誘について、店頭 CFD 取引には不招請勧誘の禁止、勧誘受諾意思の確認義務、再勧誘の禁止を課することとし、上場する CFD 取引には勧誘受諾意思の確認義務、再勧誘の禁止を課することとする。(第 4 条)
- ② 協会が、店頭 CFD 取引契約の締結をしようとする場合で、契約締結前交付書面を交付するときには、当該書面に、カバー先の概要、委託証拠金の管理方法等を記載しなければならないこととし、当該書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結してはならないこととする。(第 5 条)

(3) ロスカット取引の態勢整備等

- ① 協会が、顧客との間で店頭 CFD 取引を行おうとするときは、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備しなければならないこととし、当該管理態勢に基づいて店頭 CFD 取引に係る業務を行わなければならないこととする。(第 6 条)
- ② 協会が行うロスカット判定の間隔は、10 分以内としなければならないこととする。(第 7 条)
- ③ 協会はロスカット水準の設定にあたっては、店頭 CFD 取引の区分に応じて本規則で定める数値を下回ってはならないこととする。(第 8 条)

(4) 社内規程の制定

協会は、CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、各規定の具体的な取扱いについて社内規程を制定し、遵守するとともに、当該社内規程が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならないこととする。(第 10 条)

(5) 取引状況の報告

CFD 取引等を行う協会は、CFD 取引の状況について、本協会が定めるところにより、本協会に報告するものとする。(第 11 条)

2. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

協会の従業員における禁止行為として、次に掲げる行為を追加する。(第 7 条 第 3 項 第 27～30 号)

- ① 店頭 CFD 取引契約の不招請勧誘行為
- ② CFD 取引契約の勧誘受諾意思を確認することなく勧誘する行為
- ③ CFD 取引契約の再勧誘行為
- ④ CFD 取引に関する規則第 5 条第 1 項各号に規定する事項を記載した契約締結前交付書面又はこれに係る契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結する行為。

3. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者における禁止行為として次に掲げる行為を追加する。(第 24 条 第 18、19 号)

- ① CFD 取引契約の勧誘受諾意思を確認することなく勧誘する行為
- ② CFD 取引契約の再勧誘行為

III. 施行の時期

「CFD 取引に関する規則」並びに「協会の従業員に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。ただし、「CFD 取引に関する規則」の第 3 条第 5 号から第 9 号まで及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

CFD 取引に関する規則（平 22.3.16）

（目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が顧客との間で行う CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（法令・諸規則等の遵守）

第 2 条 協会員は、CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。

（定 義）

第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引

イ 金商法第 28 条第 8 項第 3 号（同号イ及びロに掲げる取引に限る。）、同項第 4 号（同号イ及びロに掲げる取引に限る。）又は同項第 5 号（同項第 3 号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に限る。）に規定する取引であること。ただし、金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。

ロ 個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 1 項第 24 号ロ（1）に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第 23 号に規定する業務執行組合員等をいう。以下同じ。）が業務執行組合員等として取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）を相手方として行う取引であること。

ハ 約定価格と決済価格の差に基づいて差金決済を行う取引であって、金商法第 2 条第 24 項に規定する金融商品の授受を行わないものであること。

ニ 次の（1）から（3）までのすべてに該当する取引ではないこと。

（1） 金商法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引

（2） あらかじめ期限が設けられており、当該期限に達した場合には清算され、継続されることのない取引

（3） 金融商品市場（金商法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。）又は外

国金融商品市場（同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引

- 2 店頭 CFD 取引 CFD 取引のうち金商法第28条第8項第4号イ又はロに掲げる取引に該当するもの
- 3 CFD 取引契約 顧客を相手方とする CFD 取引又は顧客のために CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約
- 4 店頭 CFD 取引契約 顧客を相手方とする店頭 CFD 取引又は顧客のために店頭 CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約
- 5 実預託額 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第29号に規定する実預託額のうち店頭 CFD 取引に係るもの
- 6 取引額 店頭 CFD 取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標（金商法第2条第8項第11号イに規定する有価証券指標をいう。以下同じ。）の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額
- 7 ロスカット取引 顧客が行った店頭 CFD 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭 CFD 取引の決済
- 8 ロスカット水準 ロスカット取引を実行することとする実預託額の取引額に対する比率
- 9 ロスカット基準額 取引額にロスカット水準を乗じて得た額

（勧誘についての禁止行為）

第4条 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為（協会員が継続的取引関係にある顧客（既にデリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行うための口座が開設されている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。）に対し、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。）
- 2 CFD 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 3 CFD 取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該 CFD 取引契約の締結をしない旨の意思

（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

- 2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）である場合には、適用しない。

（契約締結前交付書面の記載事項の追記）

第5条 協会員は、店頭CFD取引契約の締結をしようとする場合で、金商法第37条の3第1項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付するときには、当該書面に、金商法第37条の3第1項第1号から第6号まで並びに金商業等府令第82条各号及び第93条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 当該協会員が顧客を相手方として行う店頭CFD取引に係るリスクを減少させる目的で行う取引（以下「カバー取引」という。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ カバー取引が取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場において行われる場合 当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称又は外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したもの及びそれを日本語により翻訳して表示したものと並びに監督を受けている外国の当局の名称

ロ イに該当しないカバー取引の場合 当該取引の相手方となる他の金融商品取引業者等その他の者（以下「他の業者等」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

- 2 顧客が行う店頭CFD取引で当該協会員が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

- 3 店頭CFD取引に関し、協会員が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券（以下「証拠金等」という。）及び顧客の計算に属する金銭及び金融商品の価額に相当する財産について、その管理方法及び預託先

- 2** 協会員は前項各号で定めた事項を記載した契約締結前交付書面又はこれに係る契約変更書面（金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号ロに規定する契約変更書面をいう。）の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この項において同じ。）に対して、当該事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結してはならない。

（ロスカット取引の管理態勢）

第 6 条 協会員は、顧客との間で店頭 CFD 取引を行おうとするときは、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備しなければならない。

2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものとする。

- 1 店頭 CFD 取引ごとに、第 8 条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。
 - 2 ロスカット取引に関する明確な取決めを顧客との契約に反映すること。
 - 3 取引時間中の各時点において、顧客が行った店頭 CFD 取引に係る実預託額がロスカット基準額を下回っていないかを確認する（以下「ロスカット判定」という。）とともに、下回っていた場合にはロスカット取引を実行すること。
 - 4 ロスカット判定を行うにあたっては、実預託額はロスカット判定時ごとに、ロスカット基準額は少なくともその営業日ごとの一定の時刻（金商業等府令第 117 条第 1 項第 30 号の、その営業日ごとの一定の時刻をいう。）ごとに、当該時刻における店頭 CFD 取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値を反映した取引額に基づいて算出すること。
 - 5 ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会又はそれに相当するものに報告すること。
- 3** 協会員は、前 2 項に定めた管理態勢に基づいて店頭 CFD 取引に係る業務を行わなければならない。

（ロスカット判定の間隔）

第 7 条 協会員が行うロスカット判定の間隔は、10 分以内としなければならない。

(ロスカット水準の設定)

第 8 条 協会員はロスカット水準の設定にあたっては、次の各号に掲げる店頭 CFD 取引の区分に応じて、当該各号に定める数値を下回ってはならない。

- 1 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 1 号に規定する個別株関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
 - イ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分以内である取引 100 分の 2
 - ロ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分を超える取引 100 分の 4
- 2 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
 - イ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分以内である取引 100 分の 1
 - ロ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分を超える取引 100 分の 2
- 3 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 3 号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
 - イ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分以内である取引 100 分の 0.4
 - ロ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分を超える取引 100 分の 0.8
- 4 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 4 号に規定するその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
 - イ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分以内である取引 100 分の 2
 - ロ 協会員が行うロスカット判定の間隔が 1 分を超える取引 100 分の 4

(ロスカット判定を一括で行う場合)

第 9 条 ロスカット判定を行う時に一の顧客との間で複数の店頭 CFD 取引を行っている場合の実預託額、取引額及びロスカット基準額は、前条各号の取引の区分に応じ、当該各号の取引について当該顧客ごとに一括して算出することができる。

- 2 前項の場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標について有価証券の売付け等(金商業等府令第 117 条第 21 項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下同じ。)及び有価証券の買付け等(金商業等府令第 117 条第 22 項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下同じ。)を行っているときは、当該有価証券の売付け等に係る店頭 CFD 取引

についての取引額の合計と、当該有価証券の買付け等に係る店頭 CFD 取引についての取引額の合計のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る店頭 CFD 取引についての取引額とすることができる。

(社内規程の制定)

第 10 条 協会員は、CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、各規定の具体的な取扱いについて社内規程を制定し、遵守するとともに、当該社内規程が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

(取引状況の報告)

第 11 条 CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う協会員は、CFD 取引の状況について本協会が定めるところにより本協会に報告するものとする。

付 則

この規則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号から第 9 号まで及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

（下線部分変更）

※ 右欄の「旧」は、前回改正の施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後、今回改正の施行日前までの規定。

新	旧
（禁 止 行 為） 第 7 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （ 省 略 ） 25 26 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「<u>金商業等府令</u>」という。）第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益	（ 省 略 ） （ 省 略 ） （ 省 略 ） 1 （ 省 略 ） 25 26 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくは

新	旧
証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。<u>以下この条において同じ。)</u>に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 27 <u>店頭CFD取引契約(「CFD取引に関する規則」(以下「CFD取引規則」という。)第3条第4号に規定する店頭CFD取引契約をいう。以下同じ。)</u>の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をすること(協会員が継続的取引関係にある顧客(既にデリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。))を行うための口座が開設されている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。))に対し、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。))。 28 <u>CFD取引契約(CFD取引規則第3条第3号に規定するCFD取引契約を</u>	はその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。))に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 (新 設) (新 設)

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日

（下線部分変更）

※ 右欄の「旧」は、前回改正の施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後、今回改正の施行日前までの規定。

新	旧
（禁 止 行 為） 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （ 省 略 ） 16 17 金融商品仲介行為につき、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同	（禁 止 行 為） （ 省 略 ） 1 （ 省 略 ） 16 17 金融商品仲介行為につき、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同

新	旧
法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。<u>以下この条において同じ。)</u>に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 18 <u>C F D取引契約（「C F D取引に関する規則」第 3 条第 3 号に規定する C F D取引契約（同条第 4 号に規定する店頭 C F D取引契約を除く。）をいう。以下同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</u> 19 <u>C F D取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該 C F D取引契約の締結をしない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。</u> 付 則 この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。	法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 （ 新 設 ） （ 新 設 ）

以 上